

# 令和2年度 事業計画書

“思いやり、支えあい、心をつなぐ福祉の輪”

令和2年4月  
社会福祉法人 昭和町社会福祉協議会

住民主体の理念に基づき、地域にある福祉問題を、みんなで考え、話しあい、課題の解決に向けて取り組むという活動を通して、地域に働きかけ、福祉コミュニティづくりを推進する役割や住民と関係機関・団体などをつなげていく中核的な組織としての役割が社会福祉協議会には求められています。地域住民の方や地域の組織・団体の方、社会福祉施設等の福祉関係者、および保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした活動を推進するために、本事業計画書を作成し目的に向かって着実に実施して参ります。

## 【基本方針Ⅰ】 協働の人づくり

### (1) 広報・啓発

#### ① ホームページによる広報

事業の内容・予定等を随時更新し、町民の各事業への自発的な参加及び協力を呼びかけるなど、常に新しい情報を提供します。

#### ② SNS 活用事業

高齢者をはじめ、若年層もターゲットに見据えた広報手段として SNS を使用した情報発信を行います。

#### ③ 社協だよりの発行

社会福祉協議会の活動をより身近に知ってもらうため、毎月発行の「広報しようわ」の社協だより「まごころ」欄を通し、事業の開催や各種団体等の活動状況などの告知とともに、社会福祉活動への理解を深めます。

#### ④ ボランティアだよりの発行

地域のボランティア活動を紹介し、ボランティア活動への理解と関心を深めます。

#### ⑤ 情報ネットワークの推進

社会福祉協議会理事・評議員をはじめ、区長会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、いきがいクラブ、障がい者福祉会、母子寡婦福祉会等を通じて情報発信し、町民の社会参加を促進します。

### (2) 福祉教育

#### ① 児童・生徒のボランティア活動普及事業

町内の小学校、中学校及び高等学校の児童、生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、社会連帯の精神を養うとともに、福祉教育・学習の機会を提供し、体験や交流活動を通して福祉の心を育てることを目的に助成します。

#### ② 小・中学生 福祉標語ポスター募集事業

未来を担う小・中学生に、ボランティア活動や福祉に対して関心を持ってもらうことを目的に福祉標語・ポスターを募集します。

#### ③ 福祉・ボランティア活動の意識啓発

地域ボランティアの開拓に努め、「地域のために役立とう」という人を掘り起こし、住民が福祉活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

### (3) ボランティア育成・活動支援

#### ① ボランティア活動推進事業

健康づくりや生きがいづくり等を支えるボランティアの確保に努めると同時に、ボランティア育成のための研修会や情報交換会、「昭和町民とボランティアのつどい」の後援また、資質向上のための視察研修も実施します。

#### ② ボランティア・NPO ボードの管理

ボランティア募集、環境情報、イベント情報、講座・講演情報、助成金・寄付金等の情報、国際交流・災害支援情報に加え、身近な地域の情報を掲示し、ボランティア活動の情報を提供するボランティア・NPO ボードの管理を行います。

- ③ ボランティア登録制度の運営・推進（ボランティア人材バンク）  
地域にお住いの知識・技能を有する人材を発掘・活用することにより、種々多様なボランティア活動の推進を図ります。
- ④ 町ボランティア・地域住民活動センター（ボランティアセンター）の運営管理  
ボランティア活動の拠点として利用できるよう適切な管理運営に努めます。
- ⑤ ボランティア連絡協議会運営支援  
ボランティア連絡協議会の運営を支援し、研修会・講習会・情報交換会等の開催を通じ、ボランティア活動の推進を図ります。
- ⑥ ボランティア活動事業への助成  
町民の主体的参加と地域連帯に基づき相互に支えあう福祉型まちづくりの実現に資するため、各種活動を実践する民間ボランティアを育成、支援することにより善意活動に取り組みやすい環境づくりを目指します。
- ⑦ 昭和町民とボランティアのつどいの後援  
ボランティアの資質向上とボランティア同士の交流を深めることにより、ボランティア活動の一層の充実を図ることを目的に昭和町ボランティア連絡協議会が主催する昭和町民とボランティアのつどいを後援します。
- ⑧ ボランティアに関する各種研修  
ボランティア活動に必要な技術や知識などの習得のために視察研修や各種研修会の開催、案内を行います。
- ⑨ ボランティアサロンコーディネーター講習  
健康づくりと生きがいづくり等を支えるボランティアのための講習会を開催し、ボランティア活動の推進を図ります。
- ⑩ ボランティア活動（傷害）保険の窓口業務  
ボランティア活動中の様々な事故やケガ、損害賠償責任を保障する保険の窓口業務を行います。
- ⑪ 災害・防災ボランティアの受け入れ体制の整備  
発災後、社会福祉協議会をはじめボランティア等が協力し災害ボランティアセンターを設置・運営します。また、災害時における支援活動がスムーズに行えるよう研修会や実動訓練を行い、資質向上を図ります。
- ⑫ 昭和町住民参加型有償ボランティア事業  
日頃生活している地域で誰もが安心していきいきと暮らせるように、日常生活の困りごとを地域で助け合うことができる町づくりに向け、住民参加型による有償ボランティア事業を推進します。

## 【基本方針Ⅱ】 いきいきとした暮らしを支える基盤づくり

### (1) 相談支援

- ① 総合相談・支援事業  
各種相談窓口のPRを強化します。地域の高齢者等の各種相談に応じ、支援策等の助言を行います。
- ② 心配ごと相談事業  
町民の悩みごとに対応し身近な場所で気軽に相談できる体制を整えるとともに、相談後のフォロー体制の強化にも努めます。職員による適切な助言・指導を実施します。
- ③ 結婚相談事業  
県内在住の出逢いを希望する方に登録していただき、相談員による登録者同士の紹介や結婚についての相談業務を行うなど、出逢いの場を提供します。また、年に2回、登録者以外の方も対象とした出逢いのパーティーを開催します。

## (2) 健康づくり・福祉サービス

### ①生活支援体制整備事業

町が実施する生活支援体制整備事業について、当会による生活支援コーディネーターを配置し、住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう身近な地域での支え合いを進めます。

### ②高齢者ふれあい事業

高齢者相互の親睦と、ふれあいを広げるとともに、地域社会に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、気軽に参加できる「音楽療法・ストレッチ・足裏健康体操・脳トレ体操・3B体操」など様々な教室を実施します。

### ③福祉スポーツ大会

高齢者の体と心の健康維持・増進を目的として、福祉ゲートボール大会・ペタンク大会等を実施します。

### ④軽スポーツ親善交流会の後援

60歳以上の町民を対象とした、いきがいクラブ主催「福祉軽スポーツ親善交流会」を後援します。

### ⑤運動指導事業

運動機能の向上を図るとともに、寝たきりなどの要介護状態になることを予防することを目的とし、健康体操教室を実施します。

### ⑥配食サービス事業

65歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯及び身体障がい者であって心身の障がい及び傷病等の理由により調理することが困難な方を対象に、健康で自立した生活が送れるように配食サービスを提供し、併せて安否確認を行います。

### ⑦軽度生活援助事業

在宅の高齢者世帯等を対象として登録ヘルパーを派遣し、家事援助等のより細やかなサービスを提供します。

### ⑧外出支援サービス事業

総合会館の温泉利用者のため、福祉バスに登録ヘルパーが添乗し乗降時の安全確保に努め外出の支援をします。

### ⑨いきがいクラブ活動支援事業

高齢者のいきがい作りの一環として、いきがいクラブ活動やいきがい大学活動に対しての支援を行います。

### ⑩ボランティア移送サービス

公共交通機関を使用することが困難な高齢者を対象に、ボランティア人材バンクを利用した移送サービスの提供に努めます。

### ⑪昭和町住民参加型有償ボランティア事業【再掲】

日頃生活している地域で誰もが安心していきいきと暮らせるように、日常生活の困りごとを地域で助け合うことができる町づくりに向け、住民参加型による有償ボランティア事業を推進します。

### ⑫登録ヘルパー友愛訪問事業

登録ヘルパーにより、一人暮らし高齢者世帯に対し、安否確認を行い、在宅福祉、地域福祉の充実に努めます。

### ⑬福祉車両の貸出事業

生活上の支援を必要とする高齢者や障がい者等へ車椅子のまま乗れる自動車の貸し出しを実施します。

### ⑭備品等貸出事業

高齢者や障がい者等の社会参加の推進を図ることを目的に、要綱に基づき社会福祉協議会が所有する備品（釜、車椅子、テント、遊具）等を貸し出します。

### ⑮訪問型介護予防サービス：総合事業訪問型A

高齢者で基本チェックリストの結果により対象となった方または、要支援認定を受けた方が地域で自立した生活を継続できるよう支援員を自宅へ派遣し、軽易な日常生活上の援助をおこないます。

- ⑩ ボランティア登録制度の運営・推進（ボランティア人材バンク）【再掲】  
地域にお住いの知識・技能を有する人材を発掘・活用することにより、種々多様なボランティア活動の推進を図ります。

### (3) 経済的支援

- ① 生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度の運営委託業務  
低所得、障がい者、高齢者世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とした県社会福祉協議会の委託事業で、民生委員の協力により窓口業務を担当します。
- ② 臨時特例つなぎ資金貸付制度の運営委託業務  
失業等、日常生活全般に困難を抱えている人に対し、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸し付けを行います。
- ③ 福祉金庫貸付事業の実施  
町内在住の方で、急な出費への対応でお困りの方に、無利子で小口の福祉金庫（最高5万円）を1年以内の返済で貸し付けます。
- ④ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の推進  
認知症高齢者、知的障がいや精神障がいのある方等で、自己決定能力が低下しているために様々なサービスを適切に利用することや金銭管理がうまくできない方等に日常的な生活、金銭管理のサポートをします。
- ⑤ 生活福祉緊急援助（米券給付）事業  
主に生活保護受給世帯に準ずる世帯で、緊急一時的な援助を必要とする場合に、米券を給付します。
- ⑥ 生活困窮者自立支援事業  
経済的な困窮により日常生活に支援を必要とする方に対する相談、支援を実施します。

## 【基本方針Ⅲ】 参加しやすい仕組みづくり

### (1) 交流促進

- ① 福祉まつりの実施  
町内にお住まいの全ての人を対象に社会福祉協議会理事、民生委員児童委員協議会、ボランティア連絡協議会の協力を得て、「共に参加する協働のまつり」をテーマに開催し、交流と福祉活動への理解を深める事業として実施します。
- ② ICT（情報通信技術）活用事業  
タブレット端末やWi-Fi環境を提供し住民相互の交流の場を創造します。また、スマートデバイスを使用したワークショップなどを開催し住民の利便性の向上を図ります。
- ③ 社協カフェ事業  
住民が気軽に集まることができる場所の提供をします。  
ICT活用事業との連携を図りながら、外出機会の創出に繋げ、住民主体のコミュニティへとなるようなきっかけづくりを提供していきます。
- ④ 暮らしアップ!!事業  
生活に役立つことから趣味に関する教室を企画開催します。
- ⑤ ふれあい祭りへの出展支援  
「昭和町ふるさとふれあい祭り」に参画し、ボランティアバザー等の出展を通して、地域住民とのふれあいを深め、活力ある地域づくりを推進します。
- ⑥ 親子ふれあい事業  
親子の絆を深め、交流のきっかけとなる事業を開催します。
- ⑦ 子ども未来創生事業  
次代を担う子どもたちの未来を豊かにするような事業を計画します。

- ⑧いきいき・ふれあいサロンの拡充・助成  
高齢者を社会的孤立から守るなど、「自主的な仲間づくり」の場として各地区に設置したいいきいき・ふれあいサロンの活動を支援及び拡充していきます。
- ⑨ふれあいランチ事業  
一人暮らしの高齢者、障がい者等を対象として、各支部社会福祉協議会理事やボランティアグループの協力のもとに、季節の交流広場事業としてレクリエーションや昼食会等を開催し交流を積極的に進めます。
- ⑩年末・年始交流会事業  
住民の主体的な参加によって支えられている福祉活動を支援・推進することを目的として、母子寡婦福祉会の実施する年末・年始の交流会事業に助成し、支援を行います。

## (2) 連携強化

- ①情報ネットワークの推進【再掲】  
社会福祉協議会理事・評議員をはじめ、区長会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、いきがいクラブ、障がい者福祉会、母子寡婦福祉会等を通じて情報発信し、町民の社会参加を促進します。
- ②地域見守りネットワーク事業  
高齢者・障がい者・児童が、地域で安心して暮らすことができるよう地域住民と民間事業者の方々のご協力を得て、見守りネットワークの組織づくりを進めます。
- ③支部社会福祉協議会活動の推進  
地域福祉推進の中核組織として、支部社会福祉協議会の体制を強化します。支部社会福祉協議会を中心に、区、ボランティア等の協力により要援護者の援助や高齢者、障がい者等の自立と社会参加を推進します。
- ④地域ケア会議との連携  
地域福祉計画に基づき、保健・医療・福祉の連携、関係機関や地域関係者との連携による総合的な在宅福祉サービスの提供について検討します。
- ⑤障がい者福祉活動、母子福祉活動の推進  
障がい者団体や、母子福祉団体等の自主的活動に対して支援します。また、心身障がい児者親の会ひばり会が実施する障がい児のための「ひばり会クラブ余暇活動」等への助成をします。
- ⑥中央市・昭和町地域自立支援協議会との連携  
昭和町、中央市合同での地域の障がい児者等に対する支援体制の整備及び福祉サービスの充実を図ります。

## (3) 機能強化

- ①社会福祉協議会活動の充実強化  
民間組織としての特性を活かし、地域のニーズ、地域福祉の課題に順応できる体制を強化します。
- ②職員資質の向上と体制の充実  
職員の資質向上や技術の習得等のため研修の実施や各種研修会への参加機会を充実し、質の高いサービス提供ができる体制づくりに努めます。
- ③理事会、評議員会の充実強化  
理事会、評議員会の機能をより一層発揮できるよう、運営の充実を図ります。
- ④個人情報の保護  
個人情報を適正に管理するため、個人情報管理者等を定め個人情報の保護に努めます。
- ⑤事務の合理化の推進  
業務がより効率的に遂行されるよう、事務の合理化を図ります。
- ⑥地域福祉の拠点として福祉センターの充実  
町内に地域福祉活動センター、総合福祉会館等の福祉施設の充実整備を図るため昭和町に要望します。

- ⑦地域福祉センターの運営・管理  
地域福祉センターの機器・設備の管理・清掃や、利用運営を充実します。
- ⑧昭和町いきがいクラブ連合会事務局  
いきがいクラブ連合会が自主運営組織として活動できるよう支援していきます。
- ⑨日本赤十字社昭和町分区事務局活動の推進と社資協力者の拡大  
赤十字活動・社資募集運動を支援します。
- ⑩昭和町赤十字奉仕団事務局  
団員の研修や訓練、また地域のボランティア活動に参加するための総合的なサポートをします。
- ⑪昭和町ボランティア連絡協議会事務局  
ボランティアグループ同士の結びつきを強め、お互いのグループの情報交換を行い、ボランティアが円滑に活動しやすい環境づくりへのサポートをします。
- ⑫昭和町結婚相談所事務局  
結婚相談員の活動をサポートします。
- ⑬支部社会福祉協議会事務局  
地区理事や区長をはじめとする区役員、民生委員、関係団体、ボランティア等、地域住民が一体となった地域福祉活動の推進に対し支援します。
- ⑭障がい者福社会事務局  
障がい者福社会の各種事業の推進及び支援をします。
- ⑮母子寡婦福社会事務局  
母子寡婦福社会の各種事業の推進及び支援をします。
- ⑯遺族会事務局  
遺族会の各種事業の推進及び支援をします。
- ⑰傾聴ボランティア事務局  
傾聴ボランティアの活動の推進及び支援をします。
- ⑱共同募金活動の充実  
共同募金について積極的に情報の提供を行うとともに、町民、町内小中高等学校、各区役員、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会関係者及び各企業の協力により募金活動を実施します。
- ⑲賛助会員の拡大  
個人会費は1口800円。団体会費は1口2,000円、特別会員1口1,000円以上を基本に依頼し、自主財源の確保のため、会員の拡大に努めます。
- ⑳新たな自主財源の確保  
新たな自主財源の確保に努めます。

#### 【基本方針Ⅳ】 安心して地域で暮らせる環境づくり

##### (1) 災害時支援

- ①災害・防災ボランティアの受け入れ体制の整備 【再掲】  
発災後、社会福祉協議会をはじめボランティア等が協力し災害ボランティアセンターを設置・運営します。また、災害時における支援活動がスムーズに行えるよう研修会や実動訓練を行い、資質向上を図ります。